

# 都留市史

資料編 近世 II

重左衛門様御代官所故、右場所ニ栗原・北村・秋山数多之人數ヲ  
召連堅メ申候、甲府城代ヨリ甲府板垣ニテ堅申候、余り大勢恐レ  
皆々逃去、町中四方八方より町店捨三軒打毀り申候、壱番は竹原  
田藤兵衛藏十ヶ所、内三ヶ所焼失、跡七ヶ所不残打毀り用立不申  
候、尤も夫より出火ニ相成、町拾軒計り焼失いたし、夫より山田  
町和泉屋作兵衛方糸店ニ御座候処、藏捨三ヶ所打破り、糸ヲ打切  
町へちらし候処、町中五間ニ武丁計り之間、高壹尺一面ニ糸切ち  
りに相成、其外は米屋・酒屋・質屋・荒物屋御座候、夫々より縮  
緬五色のはたニ猩々縫之のほり柄立、誠ニ見物ニ御座候、猶又甲  
府町ヲ仕廻し、在々ニ相成候得共、当井上様より出役多分差出シ  
候処、台ヶ原辺ニて召捕候人数三百人計り、甲府町牢屋式ヶ所有  
之候得共、最早はいり兼、漸々此二、三日後牢出来致し、皆々入  
牢致し、且信州諏訪様へ加勢相願候処、召捕人数四百九十三人ニ  
御座候、尤も信州は騷動鎮り後ニ参り申候、且又召捕之内頭取人  
有之、取返し度由ニテ、甲府御陣屋内へ押来り旨、追々注進ニお  
よび、依之万事井上様手附大塚之差図ニテ陣内取堅メ之次第、先  
秋山小八郎御玄関家根より石打、其人數式拾人程、尤も屋根へは  
石場置申候、拔身式十刀計り、此下知その部弾治郎、鑓式拾本、  
此下木村、鉄鉋<sup>(砲)</sup>廿丁大越の掛り、尤も屋根ニテ弓・鉄鉋等多分有  
之、百姓人足竹鑓ニテ式百人計り、陣内身方之もの目印ニ角取り  
紙ヲ附、其外御嶽神主之御身方可申旨ニテ、式拾人程鑓ニテ構、  
いまやおそしと待候得共、かん者のもの有之候哉、様子見届ケ引  
取候て參り不申、此度之騷動、大塚万事差図ニ御座候、先有増し

書記し、尤も頭取は西郡周太卜申者候周蔵ト申者御座候。右頭取  
したくハ、下白むく上着ハ黄縮緬の紋附ヲ着し、朱あしろの鶴筆  
ニテ、武番頭取ハ信州無宿清七と申もの、種ヶ嶋鉄鉋ニテ馬乗り  
申候、引上ケ候抜身其外之諸道具凡五駄計り、誠ニ甲陽軍已來之  
驥動ニテ珍ら敷事ニ御座候。

九  
目  
次

【解説】この顧末書は、天保七年九月一日の日付がある写しであるが、九月一日といえば、八月二十二日笛子峠を越えて国中熊野堂を目差して行動を起してから一〇日後、騒動の終りを二十五日とすると、ほんのその後数日で写されているのである。もしこれが間違いないとなれば、その情報の早さに驚くだけでなく、内容の正確さにも驚かされる。史料三八三等を参照して検討して欲しい。

當年不易氣

井林外指參外林名號二十七選出個旨有二

此段村方小前之共<sup>(者脱カ)</sup>老人別相糺候得共、右様之廻文、私  
相廻り候儀決て無御座候、右御尋ニ付奉申上候、以上

二 騷動と処罰

三七四 甲州騒動顛末に付書写

天保七年(一八三六)九月

前略

甲州一国一乱之次第、八月廿一日の夜より、郡内領下和田村武  
七・犬目兵助、右式人頭取ニテ凡三、四百人計り、駒飼宿米屋  
式、三軒打毀り、夫より竊瀬御番所ヲ通ふり勝沼宿泊り、夫より  
勝沼近村之人夫大勢加わわり、等々力・歌田・栗原・壱丁田中へ  
人數・郡内勢共凡壱万五千人計り、勝沼より北筋西郡倉科近村之  
人數五千人計り、石和より南黒駒辺村々人數五千人計り、都合式  
万人計りニテ壱丁田中打毀り、夫より万力・熊野堂打毀り、川  
田・石和宿沢田屋弁当之積り、右弁當注文致シ、凡壱万人計り鞋  
草<sup>(一)</sup>萬足之積り注文ニ御座候、且亦甲府御陣屋詰、石和御陣屋加  
勢として、大津加<sup>(二)</sup>・木村・その部右三人、足輕捨人計り、郡中人  
足村々より鉄鉋<sup>(鉋)</sup>・竹籠出し候様申渡シ、凡八百人程<sup>弁</sup>ニ□□□百  
人計りニテ、石和宿へかため致し候得共、石和宿弁當<sup>(三)</sup>ニ積ニ御座  
候、打毀り人壱<sup>(四)</sup>恐候哉申兼候、尤も石和川端ニ陣取致待居し  
処、廿二日暮ニおよひ候ても參り不申候間、見届ケ之もの差遣候  
処、熊野堂より引帰シ勝沼宿泊り之様子ニ御座候、夫より出役甲  
府帰陣致し、其夜石和宿辺村々打毀、石和宿河田ニテ夜明、廿三  
日朝五ツ時甲府押込申候、尤も甲府かためとして、山咲<sup>(五)</sup>は当井上

書記し、尤も頭取は西郡周太ト申若槻周蔵ト申若能座候。右頭取  
したくハ、下白むく上着ハ黄縮緬の紋附ヲ着し、朱あしろの駕籠  
ニテ、武番頭取ハ信州無宿清七と申もの、種ヶ嶋鉄鉋ニテ馬乗り  
申候、引上ケ候抜身其外之諸道具凡五駄計り、誠ニ甲陽軍已來之  
騷動ニテ珍ら敷事ニ御座候

九

(熊井戸 程原 清家文書 一撰・騒動一)

**【解説】**この顧末書は、天保七年九月一日の日付がある写しであるが、九月一日といえば、八月二十二日笛子峠を越えて国中熊野堂を目指して行動を起してから一〇日後、騒動の終りを二十五日とするなど、ほんのその後数日で写されているのである。もしこれが間違いないとなれば、その情報の早さに驚くだけでなく、内容の正確さにも驚かされる。史料三八三等を参照して検討して欲しい。

三七五 法能村より米価引下げのため出金の件廻文に付答書  
天保七年(一八三六)

人惡以書作墨曰一筆

井村外拾武ヶ村名宛ニテ差出候旨有之、何れ之村方より御差出候

此段村方小前之共<sup>(著脱力)</sup>老人別相糺候得共、右様之廻文、私共村方へは  
相廻り候儀決て無御座候、右御尋ニ付奉申上候、以上

百姓代  
法能村  
谷村  
西村貞太郎様  
御役所  
名主  
組頭 源 三郎  
郷 太 郎  
三郎 兵衛

**【解説】**廻文の内容はあまり明確ではないが、騒動への参加を促すためのものであったと推測できる。この金井村から他一二か村への廻文を騒動の発端、頭取の割出し等、厳重な調査が求められたことがわかる。

三七六 騒動後助合ならびに騒動参加者取調べ書上に付廻状宣

天保七年(一八三六)

直、村々小前及難渋候ニ事寄セ、下和田村武七事次左衛門・犬目村  
兵助等、御法度お背、大勢ヘ申勸徒党を結ひ、去月廿日夜より人数  
お集め、國中ヘ押寄、國中よりも大勢駆集り、所々人家を打撃、終  
ニ乱妨ニおよび、重々不届之至ニ候趣き、右騒立候百姓為吟味、評  
定所留役被差遣候次第不輕事ニ候、然ニ郡内領村々小前今以て人氣  
不穏、村内相応ニ暮候もの共方ヘ大勢參り、夫食并金子助力等之義  
強て可談由、心得違之及相談候者共も有之趣相聞、以て之外ニ候、  
先達て相触候通、支配被仰付御預被置候郡中之儀、殊ニ村々廻村

方へ罷越、自己ニ申談候様なる心得違之者共も候ハ、名差を以て可訴出候、此旨小前末々之者共へ能々申聞、平穩ニ取続き候様可取計候

申九月 谷村御役所印

取調、其訳相認可差出、初より相制、老人も右ニ加り候もの無之分  
は、其旨廻状村下へ下ヶ札印形いたし可相廻候

右之通相心得、廻状村下へ役人令受印形、刻付お以て無滞継送、從  
留村可相返者也

申九月十五日 谷村  
御役所印

下谷村

卷之三

及見分候処、凶作之段ハ無相違、村々壱統取組き之儀、夫々取調申上遣候義ハ申迄も無之処、今般徒党頭取の者兩人迄郡内領より罷出、既ニ谷村陣屋許をも可打毀由申触、或は引取、御坂・千ヶ坂両峠より乱入可致由風聞有之、又々小前安堵無之騒々數候処、口々へ取締出役之上、村々役人共之内ニは格別骨折取鎮、最初より壱人も不差出村方も有之、一旦党類ニ被劫恐怖之故、何心ろなく駆出候ものを、途中より引戻し候分も有之、然處頭取其外之もの共召捕、一統取鎮、壱同平穏ニ至、雖有冥加を相弁、平日相応ニ相暮、妻子扶助下女・下男をも召仕候もの共ハ不及申、聊も心易相暮候者共、銘々身上分限ニ応し、多少ニ不限其村限を助合候共、郡中ニをよひ候様可助合實意厚志無之候ては、御国恩之難有を不弁ニ有之、縱令當時安穩ニくらし候共、子孫へをよひ申間敷事ニ候、既ニ境村名主茂助、下谷村百姓忠右衛門儀、寄特之取計ひいたし、令稱誉事ニ有之候、此節之儀ニ付、身元相応之者共は、銘々身上を計、家内人數ニ応じ半年程之夫食お積り、其余は村内困窮之ものともヘ穀物を貸し渡、或は施、一段身元手厚きものハ金錢差出、郡中ニ可及程助合施候共、又ハ無利足永年賦等之儀取極候とも可致候、尤自己ニ村限ニ取計ひ候ハ、村役人共依怙可有之疑念も有之候ては、却て小前人氣不平も可生、其始末役所ヘ申上、差圖之上可取計候、金子指出候分ハ役所ヘ申立穀物買入、一統飢渴之憂無之様仕法付相願候共、時之宜ニ可申上候、右之趣村役人共より、身元相応之者共ヘ不洩様申聞、銘々力にをよひ候丈出精可為致候、右之通於役所で小前末々之救手当世話いたし遣事ニ付、若此上心得違大勢申合、身本相応之者いる。

三七七 代官西村貞太郎より人氣狂わす行為のある者取締りに付触  
ならびに夫食渡方に付廻状写 天保八年(一八三七)四月

(端書)  
「四月廿五日未刻來着」

【解説】二本の谷村陣屋からの廻状写しである。一本は、穀物払底  
飢餓の折から、有徳の者は身上相応に助合を行えというものであ  
り、助合に関し、境村名主茂助・下谷村忠右衛門が役所から称譽さ  
れたとしている。また一本では勘定所留役の取調べのため江戸から  
谷村に直行することを伝え、各村の騒動への参加者の調査を命じて  
いる。

馬場 よなわ 留り

【解説】二本の谷村陣屋からの廻状写しである。一本は、穀物拵底  
飢餓の折から、有徳の者は身上相応に助合を行えというものであ  
り、助合に関し、境村名主茂助・下谷村忠右衛門が役所から称譽さ  
れたとしている。また一本では勘定所留役の取調べのため江戸から  
谷村に直行することを伝え、各村の騒動への参加者の調査を命じて  
いる。

三七七  
代官西村貞太郎より人を狂わす行為のある者取締りに付  
ならびに夫食渡方に付廻状写  
〔端書〕  
「四月廿五日未刻来着」

去申年違作二付、郡内領村々夫食無之飢餓致難渋候もの多、於谷村  
車臺為取廻、司之上多分之金高夫食代貸度、自分も出金ハシし穀物

陣屋為取調、伺之上多分之金高夫食代貸渡、自分も出金いたし穀物遣、其上身元之ものへ申渡、助合出金為致、飢餓為相凌、猶御救方

相凌居候儀之處、村々之内ニは心得違之ものも有之、御救筋之儀を

彼は申、愚昧之小前を申勧め人氣為相狂、不穢事共相聞不届き之事

二候、村々夫食乏敷飢餓ニ差向候処へ、於自分も深く相歎、御時節柄不容易金高御救筋おも度々伺遣、其上夫食代金のみ割渡候ても、

近國一統之運作、近郷ニテ可買入穀類無之、買調方不行届所より爰  
ニ及餓死候次第二付、石和陣屋許穀屋半兵衛外武人へ申付穀物為買  
入、谷村陣屋へ相廻、其外於同所も、種々買入方手配いたし為買  
集、夫々不少正穀夫食代割合割渡、凍餓為相凌候義ニテ、依怙無之則賣  
儀ハ勿論、聊不同之取計ひは無之処、村々人別之多少、百姓難済之  
厚薄有之所より貸渡方之多少も有之、右を弁無之愚昧之もの共、或  
は為及疑惑、人氣を為狂候儀と相聞、畢竟右等之所より密ニ連印等  
取之候は、不輕次第二候、既ニ去秋村々騒立、右一件之者共、江戸  
表へ差出候分も有之、今以て致入牢居候儀も不弁、愚昧之致す処と  
ハ乍申、以て之外之不届は勿論、此上召捕ニ相成嚴敷吟味を請候  
段、支配場合ニ相成候ては、右之処如何ニモ歎存、不敢触書お  
以て利解申聞遣す間、得と相弁、兼ても相触候通り、夫食割渡候節  
ハ、村役人へ小前惣代之者差添罷出、役所調を請候事ニ付、不分之  
儀も有之節ハ、無遠慮幾度も伺之、村中へ得と申聞、小前無疑惑様  
可取計候、万毫手附・手代取計ひ方、依怙之儀も有之ハ、自分在陣  
屋石和へ罷出可申立、善惡之次第得と会得為致可遣候間、心得違致  
候もの共も早速召捕、嚴敷遂吟味条、其旨相心得、小前末々之もの  
間敷候、右は支配之もの共、万毫心得違之もの有之候ては、嚴敷吟  
味之程、不便ニ存ル処より相触候条厚相心得、平穩ニ農事出精可致

処、夫食之儀ハ去冬中より穀物買入、追々下渡候分、此節右代金并  
駄賃諸掛リ共、一村限調出来ニ付、來廿三日より四日之間ニ罷出、  
承知可致候、尤渡残り有之村方ヘハ、此度可相渡条、小前物代壹両  
人召連、三役人印形持參可請取事

但、組分村々ハ、組限ニ可罷出事

一 谷村御田畠拝借之儀も、御下知相済候条、可得其意事

一 御代官より被下置、割渡方之義ニ付申渡儀有之条、可得其意事

右之趣相心得、廻状村下令請印、無遲滯順達、留村より可相返  
もの也

印

西四月十六日　　谷村　　下谷村　　道志　　曾し　　馬場　　小沢

御役所

(朝日馬場 渡邊洋男家文書 支配・法令一〇八)

【解説】夫食買入れ、渡し方等につき、小前百姓から種々疑惑を受け、村方に混乱等生じないように、人気を狂わすような行為のある者者の嚴重な取締りを命じている。代官にとり、支配所での騒動などは最も嫌うところであり、甲州騒動の際未着任であった西村は、その後の支配にあたり、様々に心をくだしている様子が、文言に溢れ てゐるといえよう。

近国一統之運作、近郷ニテ可買入穀類無之、買調方不行届所より爰ニ及餓死候次第二付、石和陣屋許穀屋半兵衛外武人へ申付穀物為買入、谷村陣屋へ相廻、其外於同所も、種々買入方手配いたし為買集、夫々不少正穀夫食代割合割渡、凍餓為相凌候義ニテ、依怙無之儀ハ勿論、聊不同之取計ひは無之処、村々人別之多少、百姓難渋之厚薄有之所より貸渡方之多少も有之、右を弁無之愚昧之もの共、或は為及疑惑、人氣を為狂候儀と相聞、畢竟右等之所より密ニ連印等取之候は、不輕次第二候、既ニ去秋村々驩立、右一件之者共、江戸表へ差出候分も有之、今以て致入牢居候儀も不弁、愚昧之致す処と

処、夫食之儀ハ去冬中より穀物買入、追々下渡候分、此節右代金并  
駄賃諸掛リ共、一村限調出来ニ付、来廿三日より四日之間ニ罷出、  
承知可致候、尤渡残り有之村方ヘハ、此度可相渡条、小前惣代壱両  
人召連、三役人印形持參可請取事

但、組分村々ハ、組限ニ可罷出事

一 谷村御畠耕作之儀も、御下知相済候条、可得其意事

一 御代官より被下置、割渡方之義ニ付申渡儀有之条、可得其意事

右之趣相心得、廻状村下令請印、無遲滯順達、留村より可相返  
もの也

八乍申、以て之外之不届は勿論、此上召捕ニ相成嚴敷吟味を請候段、支配場合ニ相成候ては、右之処如何ニも歎敷存、不敢敢触書おいて利解申聞遣す間、得と相弁、兼ても相触候通り、夫食割渡候節ハ、村役人ヘ小前惣代之者差添罷出、役所調を請候事ニ付、不分之儀も有之節ハ、無遠慮幾度も伺之、村中ヘ得と申聞、小前無疑惑様可取計候、万毫手附・手代取計ひ方、依怙之儀も有之ハ、自分在陣屋石和ヘ罷出可申立、善惡之次第得と会得為致可遣候間、心得違致間敷候、右は支配之もの共、万毫心得違之もの有之候ては、嚴敷吟味之程、不便ニ存ル処より相触候条厚相心得、平穩ニ農事出精可致候もの共も早速召捕、嚴敷遂吟味条、其旨相心得、小前末々之もの共ヘハ、村役人共此触書之趣為説聞、厚く為相弁可申もの也

三七八 加畠村より甲州騒動過料錢納入に付請取賞書

覺

過料錢五百文

成五月七日

司

(加畑 森鷗外文庫 村政・行政五四)

**【解説】**甲州騒動の半決は天保九年五月四日から市川作官とい

加畠村は、村高に応じて過料錢五〇〇文の納入を命じられ、七年の

が次の史料から知れる。ともに五月七日に納入した。

三七九  
加畠村名主権兵衛より甲州騒動過料錢納入に付請取覺書

覺

過綠錢三貫文

戊五月七日

戊五月七日  
同 同  
木 村 忠 藏印  
人 服 人 手代  
部 泰 作印  
手附  
秋山茂八郎印

**【解説】**前史料三七八とともに、下和田村等四一か村の一つとして惣百姓は村高に応じ、名主は三貫文の過料に処せられている。小前惣代は八郎右衛門、村役人惣代は年寄伝兵衛が代官所に出頭して、判決申渡を受けている。

【解説】前史料三七八とともに、下和田村等四一か村の一つとして惣百姓は村高に応じ、名主は三貫文の過料が付せられている。小前惣代は八郎右衛門、村役人惣代は年寄伝兵衛が代官所に出頭して、判決申渡を受けている。

(加畠 森鷗芳彦家文書 村政・行政五五)

【解説】前史料三七八とともに、下和田村等四一か村の一つとして  
惣百姓は村高に応じ、名主は三貫文の過料に処せられている。小前  
惣代は八郎右衛門、村役人惣代は年寄伝兵衛が代官所に出頭して、  
判決申渡を受けている。

三八〇 金井村惣百姓・名主より甲州騒動過料錢納入に付請取覺書

天保九年(一八三八)五月

一 過料錢 壱貫三百文

一 覚

右は甲州騒立一件ニ付、書面之通上納、仍如件

甲州都留郡 金井村

小林藤之助手附 木村忠藏印

同 人 手代作印

服部泰作印

同 人 手附作印

秋山茂八郎印

金井村

申名主 伊兵衛

一 過料錢 三貫文

右は甲州騒立一件ニ付上納、仍如件

**【解説】**前史料三七八とともに、下和田村等四一か村の一つとして惣百姓は村高に応じ、名主は三貫文の過料に処せられている。小前惣代は八郎右衛門、村役人惣代は年寄伝兵衛が代官所に出頭して、判決申渡を受けている。

**(解説)** 前史料三七八とともに、下和田村等四一か村の一つとして惣百姓は村高に応じ、名主は三貫文の過料に処せられている。小前惣代は八郎右衛門、村役人惣代は年寄伝兵衛が代官所に出頭して、判決申渡を受けている。

【解説】前史料三七八とともに、下和田村等四一か村の一つとして惣百姓は村高に応じ、名主は三貫文の過料に処せられている。小前惣代は八郎右衛門、村役人惣代は年寄伝兵衛が代官所に出頭して、判決申渡を受けている。



より段々違作ニ相成候処、今天保七申年八月十五日之夜、下谷村近郷騒立、三ヶ所相加り、谷村へ押寄せ及騒動に候処、石和御陣屋御支配御代官様御手附・御手代衆御出役被成、猶又村役人罷出取鎮候始末

## 西村貞太郎様御支配

但馬屋武助・現金や弥助・永楽や市右衛門・仲屋七郎右衛門・山岡屋源助・中嶋屋茂右衛門・玉地屋友八右之者共宅へ乱入し、戸障子・建具等打こわされ、夫より何れも穀商売いたし候処、当十五日より壳米差留り候ニ付、何れも申合騒動ニ及び候由、一体玉地屋友八と申者、相州津久井県勝瀬村岡部政右衛門方へ米千俵余差送り可申引合ニて、小向村六兵衛と申者、中継ニて差送り候より事起り候ニ付、右村々へ友八方より金子五拾両余差出し相託、一旦事済ニ相成候得共、右友八・小向村六兵衛兩人御召捕ニ相成、御吟味中入牢、尚又上谷村穀屋商売致候者共へ及乱妨ニ候頭取駄の者共、七人御召捕ニ相成入牢

## 甲斐騒動承合書

夫レ天は聽ども寂として音なし、蒼々何れの処ニか尋ん、高きにあらず又遠きあらず、都て只人心に有り、人心一念を生れバ諸天悉ク納受有り、善惡若シ報ひ無くんば、乾坤秘ス私シあらん、謀計を以て富を得、姦曲にして福貴を得るとも、唯一片の浮雲、朝露の草の葉に置るが如し、豈永ク保得んや、茲に天保七申年八月十七日之夜、騒動有之候ニ付、石和御代官様御手附松岡啓次郎様御出張被成御鎮め、廿一日御引取候、然ル處都留郡村々夫食買入方差支ニ付人

究、郡内小沼ヲ始山中・明見村・両吉田・舟津村辺迄廻文ニて掛合度、弥々廿日出発可申旨猶又廻文差出し候処、如何間違候哉、下郷辺は出会不仕、犬目村より上道中筋黒野田迄、其外猿橋在捨武ヶ村井田之倉村・小形山村・四日市場・中津森村・大幡村凡三拾ヶ村計り一同罷出候ト言ふ

右は頭取自身御役所へ名乗り出、  
御召捕ニ相成候よし  
(衍カ)

## 犬目村 兵 助

右此者義行方不知、親類へ御尋

## 下和田村 武 七

茲に黒野田宿・阿弥陀海道両宿之義は、一同可致候得共、當村ハ當番ニて御繼立之人足差支候を申立、言訳を以て廿四日より可罷出段掛合ニ及び、此手一同不罷出之由、尤右ニ付両宿相応之著共より、金子或ハ米穀等融通可為致懸合御座候

廿日白野宿ニおゐて人数ヲ揃ヘ、同宿板屋薦右衛門方ニて飯焚出したし、翌廿一日朝六ツ時頃ニ罷出候由、右之訳ニて一同ニ押出し、廿一日駒銅宿乱入り、元より七百余入ニ初鹿野の人数加り、両組合凡千人計り一手ニ成りて穀屋へ取掛り打毀ス、其ありさま誠ニ雷之落るが如し、三軒打潰シ候、右名前左ニ印ス

## 木久屋小左衛門・柏屋栄兵衛・梅屋市兵衛

右三軒之義ハ、是迄郡内領へ年中米壳候相手之場所なれ共、此節高直ニ相成候由ニて、メ壳を致し候風聞ニて、右三軒を打毀といふ、其節本陣半兵衛方ニて飯焚出し、夫よりハツ半過頃ニ相成、鶴瀬宿口留御番所へ差掛け候処、御門をメ差留られ候ニ付、既ニ大勢之事故、押倒し通らんと言ふ時に、頭取兩人制し人数を控へ

氣立候折柄、騒立押掛け候風聞有之候ニ付、御出役衆駒銅宿ニ御控へ被成候処、廿一日八ツ時頃、人数凡六、七百人、中ニも頭取駄の者武人、目印ニ白木綿之幡ニ森之字を印たるを先ニ立来り、時に松岡様御利解も御座候由、幸ひ石和郡中惣代二ノ宮之文平・八田村之留右衛門右兩人、松岡様御迎ひとして参り居候処、早(速)籠出及掛け合、右頭取駄の者申候は、当十二、三日頃迄は米壳駄ニ付代金壱両三分武朱位ニて、駒銅宿より買取候得共、俄ニ直段高価ニ相成、壱駄ニ付金式両壱分無之候ては壳渡がたき段申候、馬士共金子不足ニ候得は、無拠から馬ニて引返シ申候、其後掛け合ニ及び候ても、米底ニ御座候得は、右直段ニ無之候てハ壳渡不申候由、畢竟是ハ商人共買置ニて、手じめして売出シ不申候故、融通可致ため罷出候段申上候ニ付、松岡様ヲ始郡中惣代兩人種々懸合候上、駒銅宿穀屋共熊野村奥右衛門より、川田村駿河や庄藏方へも懸合いたし、壱両式分宛ニて米三千俵郡内領へ壳渡可申題相談ニて、右文平・留右衛門早速に熊野堂村奥右衛門方へ罷越、種々掛け合ニ及び候内、俄ニ初鹿野村入より三百人計り押來り、右之掛け合も不承入、理不尽ニ騒立候故、松岡様并惣代之もの無拠御引取被成候、郡内領より参り候頭取駄之者武人は、常駄之着物、上ニ羽織を着し、兩人共ニ首ニ白木の箱を懸ケ候、安するにはハ願書之様子ニ候、右兩人共穀當之掛け合ニ候得ども、跡人數ニ揉立られ、無拠一同ニ相成候

一右発端之訛承り候処、米直段前条之通ニては往々何程ニ相成候哉も難計、其上當時壳米無之ニ付、駒銅宿穀屋ヲ始熊野堂村井川田

村へ及掛け合ニ、壳駄ニ付壱両式分位ニ引下ケ貰ひ度積り相談取

させ置、右兩人御番所へ訴へ候は、此節郡内領違作ニて夫食買入之儀ニ付、熊野堂村迄罷通り度義ニ御座候間、何卒穩便ニ御通セ可被下候、若シ御通し不被下候得ば、無是非候間、大勢義なれハ理不尽ニ罷通る由申候処、多人数難防候ニ付、無拠門を開き通候由、夫より勝沼宿へ押掛け候処、此辺より追々加勢罷出、名も兒も不知無宿駄之者共迄加り、何千人といふを不知、凡三万余と申事ニ候、其節健屋庄兵衛と申酒醤油店あり、此もの方ニて飯焚出し、一同休息也、其時頭取被申けるは、如此之多人数ニて駒銅宿之如く(幼)乱防狼藉致候ては、如何様之義仕出さんも難計ニ付、郡内之者共ハ是より引取方可宜敷かる段申談し、暫く猶予致し候内、甲州者駄加り益大勢ニ相成、無是非頭取兩人も一同熊野堂村奥右衛門宅ニ押寄る

言曰、心狂乱する時ハ天魔其虚ニ乗するとかや、難<sup>(付)</sup>無宿之者共後難も不恐、我先にと無ニ無三に打毀中にて、杣・大工共入交り、斧・鋸リニて柱を引切り、棟を以て打倒し、家財不残微塵ニ打潰し、火を懸候て焼失<sup>フ</sup>始末、是等を見て廿二日八ツ時頃、郡内領之百姓共ハ甲州人數と暇乞致し、引返しぬといふ(後略)

(東京都八王子市 飯島一郎氏所蔵)

期段階について、押えた筆致をもつて、事実に近いと考えられる内容を多く含むと思わることから選んだ。掲載にあたっては、熊野堂奥右衛門方の打こわし以降郡内村々の人々は引上げたので後の部分は省略した。しかし、その後二十五日まで騒動は続いたのであつた。